



1. 書類保管期間

帳簿等の記帳資料は租税通則法第147条により保管期間が定められています。決算書にて将来における書類保管費用も引当金に計上することが出来ます(租税通則税法第147条5項及び6項並びに事業手続規則第9条5項参照)。また、2018年12月31日以降以下の書類は処分することが出来ます。

- 10年間の保管期間が定められているもの:

- ・2008年度及びそれ以前の記帳経理資料およびその証憑
- ・2008年及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表及び在庫表等とその関係書類

-6年間の保管期間が定められているもの:

- ・2012年度及びそれ以前の給与明細書及び給与書類
- ・2012年及びそれ以前の輸出入関係書類や契約書借入金、賃貸契約書、保険契約書等のその他税務関係書類

帳簿等の記帳書類に関連し、その書類を補完し、また正確性を高める書類についても保管する必要があります。これは、紙媒体及び電子媒体ともに適用されます。

電子媒体で取得した請求書、契約及び商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる書類については、取得状態のファイルの種類のまま保管してください(例: PDFで取得したのであればPDFのまま保管)。保管期間が終了まで消去せぬようご注意ください。

他のフォーマットへの変換は、税務当局によるデータ利用が制限されず、また内容的な変化が生じない限りにおいて認められます。これは、自社で作成した電子書類についても同様に適用されます。

紙媒体の書類をスキャンしてデータ化した場合は、そのデータ化の過程をドキュメントとして記録しなければなりません。特にスキャンしたデータと原本との整合性と完全性のテスト並びに判読可能か否かなどのテストは行わなければなりません。

書類保管期間は税務上及び社会保険法上重要な電子データにも適用されます。保管期間中は必要に応じて、保管されている書類の閲覧が出来るよう考慮してください(所得税法第41条1項9号参照)。

保管期間は記帳が行われた、もしくは書類が届いた会計年度の終了時から始まります。

税法上定める税額確定期限(通常4年、脱税の場合は10年)が過ぎていない場合、経理書類の処分は認められません(租税通則税法第169条及び170条参照)。

記帳書類の処分を決められた際は、その書類が後に税務当局からの査定や係争中の案件の法的証拠として重要ではないかどうか、保管期間によらず今一度ご確認ください。

2. 公的社会保険費用に関する新改定

2019年1月1日より社会保険(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)費用に関する次の改定が新たに有効となります(家族構成及び加入保険等により下記の値も変動する可能性があります。詳細は2019年度社会保険に関する取り決めをご参照ください)。

	年給	月給	保険料負担割合
保険料負担給与上限			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州 旧東ドイツ連邦州	80,400 Euro 73,800 Euro	6,700 Euro 6,150 Euro	年金保険: 18.6% 失業保険: 2.5%
- 健康及び介護保険	54,450 Euro	4537.50 Euro	健康保険: 14.6% 介護保険: 3.05%
公的保険義務該当者 (右の給与以上を得た年の翌年より プライベート保険への移行が可能)	60,750 Euroまで	(5062.50 Euro)まで	
法的最低収入上限		325 Euroまで	
ミニジョブ従業者		450 Euroまで	
- 給与上限			
- 健康保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者: 13% 雇用者: 5%
- 年金保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者: 15% / 被雇用者: 3.6% 雇用者: 5% / 被雇用者: 13.6%
倒産割り当て金			雇用者のみ: 0.06%

健康保険、介護保険、年金保険加入の被雇用者に対して、その雇用者は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年1月1日より法的健康保険における保険会社個別の追加保険料についても適用されます。

被雇用者がプライベート健康保険加入者である場合、雇用者は雇用者の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。しかしながら、この補助金の上限は、法的健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(0.9%となる保険会社個別追加保険料負担割合の半分も含む)。したがって、2019年度の雇用者による最大補助金額は、月々351.66 Euroとなります(703,31 Euroの50%)。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

